

報告第15号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年8月27日

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

次のとおり和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 相手方

2 事故の概要

平成25年6月11日（火）午後2時40分頃、北本市立西小学校教室において相手方が友人とふざけ合っていたところ、転倒し顔面を床に打ち付け、前歯を2本破折したもの

3 損害賠償の額

132,000円

令和6年7月10日

北本市長 三 宮 幸 雄